

改正労働施策総合推進法

通称: パワハラ防止法対応セミナー

～明るく、風通しの良い職場環境を実現し、離職を防ぐハラスメント防止コミュニケーション術～

2020年6月より改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が施行されております。改正パワハラ防止法は大企業に加えて中小企業にも2022年4月から適用されていますが、社内ですとたびたびハラスメントの問題が起きれば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識すべきです。昨今ハラスメントが一層多様化する中でハラスメントは防止が最重要課題であり、その対策は企業の労務管理上必要不可欠なものとなっています。

今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいハラスメントの対策ポイントと受講後すぐに実践できるハラスメント防止に役立つコミュニケーションのコツも解説いたします。

講座内容

1. 改正労働施策総合推進法のポイント
2. ハラスメントの定義と分類
3. ハラスメントの原因とその認識度
4. ハラスメントの影響とそのリスク
4. ハラスメントの具体的防止策
5. ハラスメントとコミュニケーション
 - ① ハラスメントにならない言動とは
 - ② コミュニケーション手段の上手な使い分け
6. 事例研究とハラスメント動画鑑賞

くらのなか かずひろ

■講師■ 蔵中 一浩 氏

横浜リンケージ社労士事務所 代表
・特定社会保険労務士
・ハラスメント防止コンサルタント

《プロフィール》

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。また、年金アドバイザー2級の資格も持つ。



- 日 時 令和7年2月6日(木) 13:30~16:30
- 場 所 エル・パーク仙台 5階セミナー室(仙台市青葉区一番町4-11-1)
- 定 員 60名
- 受講料 会員 1名 3,000円(税込 税率10%・税額272円)
一般 1名 9,000円(税込 税率10%・税額818円)
税込み・テキスト代含む。当日受付にてお支払下さい
- 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入いただき、FAX等でお申し込みください。
- 問合わせ (公社)仙台北法人会 [登録番号T7370005000019](https://www.tokai-kyokai.com)
TEL. 022-263-0151/FAX. 022-268-0205
- 主 催 (公社)仙台北法人会 / (公社)仙台中法人会 / (公社)仙台南法人会

【FAX:022-268-0205】参加申込書

(公社)仙台北法人会 行

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
受講者名 ①	受講者名 ②	

※申込書にご記入頂きました個人情報、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本セミナーに関する連絡の目的のみ使用します。